



会員からの相談事例

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
 弁護士・医師 福田 友 洋
 弁護士 大 浦 佳 純

【事例】

- (1) 私は、整形外科クリニックを営んでいます。先日、児童相談所から、児童虐待として通告するために、虐待があったことが疑われるAくんについての診断書を作成して欲しいとの依頼がありました。AくんやAくんの保護者からの依頼者同意がないにもかかわらず、Aくんの診断書を作成してよろしいでしょうか。
- (2) 診断書を作成できるとして、Aくんの診断書を児童相談所に渡すことができる根拠はあるのでしょうか。
- (3) Bくんについて、見るからに体重が平均を大きく下回っており、体には複数のあざが存在していたため児童虐待が疑われました。しかしながら、Bくんの母親は、「親戚には体が小さい人が多い」「あざは転んだ際にできた」と説明しています。Bくんの母親が虚偽説明をしているか否かについては私では判断がつかず、児童虐待が発生しているとの確信までは持つことはできません。このような場合でも、児童相談所へ通告しても構わないのでしょうか。また、通告をしたことによって、何らかの法的責任を問われることはないのでしょうか。

【回答】

(1) について

AくんやAくんの保護者からの依頼や同意がな

くとも診断書を作成することができます。

(2) について

児童虐待の防止等に関する法律第13条の4により、Aくんの診断書を児童相談所に提供することができます。

(3) について

虐待との確信が持てなくても、虐待の疑いが生じたのであれば、通告をするべきです。また、児童虐待に関する通告を行ったことを理由に、法的責任を問われることはございません。

【解説】

はじめに

児童相談所による虐待相談対応件数は、年々増加しており、令和元年度の児童虐待対応件数は、過去最多の19万3,780件（速報値）にも及びます。令和2年1月から7月分の児童虐待相談対応件数は、11万5,969件にも及び、令和元年度の児童虐待相談対応件数を超える可能性もあるところです。

昨今においては、虐待による児童の死亡という悲痛なニュースを目にすることも多くなりました。虐待の早期発見・防止のためにも、関係機関、特に医療機関の協力がより求められる時勢であるといえます。

(1) について

1 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」といいます）第5条1項¹におい

¹ 児童虐待防止法第5条1項「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

ては、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と、医師が虐待の早期発見努力義務を負うことが規定されています。同早期発見努力義務を前提に、さらに同条2項においては、「前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」と、医師が、児童虐待の防止にかかわる自治体の施策に協力する努力義務を負うことが規定されています。

また、同法第6条1項²及び児童福祉法25条³においては、通告義務が規定されているところ、同通告義務の主体の限定はなされていないことから、同通告義務の主体には医師も含まれると解釈されます。

医師が、児童相談所の要請に基づき、児童の診断書を作成することは、前提として児童の身体を診察することであって、虐待の早期発見（発見に基づく通告）に資する行為であって、かつ、自治体（児童相談所）の児童虐待の防止に関する施策に協力するものであり、前記の児童虐待の早期発見努力義務・協力義務、通告義務を履行しているものと評価できます。

また、(3)でご説明させていただくとおり、児童の診断書を作成したからといって、秘密漏示罪は成立しませんし、個人情報保護法違反を問われることもありません。

したがって、児童本人や児童の親権者の同意がなくとも、児童相談所の要請に基づいて診断書を作成することは許されるといえます。

なお、愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業が作成する児童虐待対応マニュアル⁴においては、診断書作成のポイントとして、児童相談所への通告や児童相談所からの依頼に対して診断所見を記述する際には、保護者の話した内容と診察後感じた矛盾点などについても記述することができる旨と記載されております。

(2) について

児童虐待防止法第13条の4⁵においては、児童相談所からの資料や情報の提供依頼があった場合には、児童虐待の防止の業務に必要な限度で利用し、利用することに相当の理由があるときは、資料や情報を提供することができる旨と規定されております。

本件では、あらかじめ、児童相談所から虐待に関する通告のために診断書を使用する旨が告げられております。

また、診断書は客観的に児童の外傷等が確認で

² 児童虐待防止法第6条1項「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

³ 児童福祉法第25条1項「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」

⁴ 「医療機関における児童虐待対応マニュアル（病院編）」23頁 平成26年3月作成

⁵ 児童虐待防止法第13条の4「地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」

きる証拠に該当するものであり、通告時に、児童虐待が現に存在することを示すためにも、診断書を利用することに相当の理由があるといえます。

以上から、本件においては、児童虐待防止法13条の4により、作成した診断書を児童相談所に提供することは可能といえます。

(3) について

前記児童虐待防止法第6条1項においては、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は」と、「思われる」状況であれば通告しなければならないことを定めており、児童虐待発生についての高度の蓋然性があることは通告時に求められておりません。児童虐待の事実確認は、児童相談所が行うものであって、通告者までが事実確認義務を負うものではございません。よって、虐待の疑いが生じたのであれば、速やかに通告を行うべきです⁶。

また、児童虐待防止法第6条3項では、「刑法

(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪⁷の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定されておりますので、通告を行ったからといって秘密漏示罪を問われることはありません。

さらに、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)第23条1項1号⁸は、「法令に基づく場合」には、本人の同意なくして個人データを第三者に提供することを認めています。医師の通告は、前記児童虐待防止法13条の4に基づくものと評価できますので、これに該当して、個人情報保護法違反を問われることもありません。

したがって、結果として児童虐待という認定にはならなかったとしても、通告が適切なものであれば、刑事責任・民事責任のいずれの責任も追及されることはありません。

⁶ 公益社団法人日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会は、「子ども虐待診療の手引き 第2版」をホームページにて公開しております (http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=25)。

同手引きにおいては、通告に関する記載もあり、「『様子を見る』という判断をするのは、虐待の可能性がほぼないというときだけです。」との注意喚起もされております。

⁷ 刑法第134条1項「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」

⁸ 個人情報保護法第23条1項「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合」